

## メソトリオンの審議のあり方について

平成 19 年 7 月 24 日

### 1. 概要

ゼネカ株式会社（現シンジェンタ株式会社）新規に開発した除草剤である。

海外では登録申請が早かったことから、既に米国及び EU 諸国等において農薬登録があり、我が国ではいわゆるポジティブリスト制度の導入に伴い諸外国の基準値を参考に暫定基準値が設定された。

今般、シンジェンタジャパン株式会社より国内での新規農薬登録申請があったことから、厚生労働大臣より食品安全基本法第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく、意見聴取があったところである。

### 2. 剤の特徴

チロシン代謝に関与する 4 - ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ（HPPD）阻害作用のある除草剤であり、毒性試験では主に HPDP 阻害作用に基づく毒性影響が発現し、供試動物種により顕著な種差が認められている。

このため、海外での毒性評価は、どの動物種の毒性を ADI 設定の根拠とするか判断が分かれている。

### 3. 対応方針

本剤は、過去国内において食品健康影響評価がなされたことがないこと及び毒性評価が困難と予想されることから、総合評価部会において詳細な報告書を活用した審議を実施することとしたい。